

主な指摘事項【施設入所・生活介護】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	利用者負担額等の受領	<p>施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、以下のものについて、費用の内訳及び積算根拠が長期間にわたって見直されておらず不明確であるため、当該費用の内訳及び積算根拠を明らかにした上で運営規程に定めること。また、当該費用の受領について、重要事項説明書等に明記するなどにより利用者又はその家族等に事前に説明を行ったうえで、その同意を得ること（積算根拠の算定の結果、事業者による負担が生じている場合も同様とする）。</p> <p>①光熱水費に係る利用料（光熱水費に相当する額とする） ②日用品費</p>	1件
運営	施設障害福祉サービス計画の作成等	<p>施設障害福祉サービス計画の作成に係るアセスメント及びモニタリングに当たっては、サービス管理責任者が利用者に面接して行うこと。については、当該記録において面接日、面接者氏名を明記するなどしてその事実を明確にすること。</p> <p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る担当者会議を必ず開催すること。また、担当者会議の開催に当たっては、施設障害福祉サービス計画の原案に対して各担当者等に意見を求めたことが分かる記録とすること。</p> <p>施設障害福祉サービス計画の原案の内容については、サービス管理責任者が利用者又はその家族に説明を行い同意を得たうえで交付する必要があることから、説明者氏名や説明日・同意日・交付日等を明記するか、別途記録を作成するなどしてその事実を明らかにすること。</p>	1件
運営	食事	<p>【栄養計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体測定結果から算出した個々人の必要エネルギー量に基づき、施設の給与栄養目標量を定めること。また、定期に見直しを行うこと。 <p>【食事計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の給与栄養目標量に基づき、献立作成基準を定めること。 <p>【品質管理と評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与栄養量は正しく評価し、給与栄養量の過不足について確認すること。 <p>【緊急時の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時の食事提供体制について具体的に整理し、マニュアルを作成すること。 	2件
運営	勤務体制の確保等	<p>一部の従業者について、雇用契約書や辞令書等が確認できなかったため、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した雇用契約書や辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。</p> <p>一部の従業者の勤務体制について、職種や勤務場所が不明確なものが見受けられたため、辞令書等で勤務時間、職種、常勤・非常勤の別、兼務の状況、勤務場所等を明確にすること。</p>	1件
報酬	栄養マネジメント加算	<p>施設長または管理者は、医師による計画内容の確認および助言を得るとともに、栄養計画に基づいたサービス提供を行うことも含めて、栄養ケア・マネジメントを実施する体制を整えること。</p>	1件